

札幌市火災予防規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年10月 3 日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 44 号

札幌市火災予防規則の一部を改正する規則

札幌市火災予防規則（昭和48年規則第64号）の一部を次のように改正する。

(1) 第12条の2から第12条の4までを次のように改める。

第12条の2から第12条の4まで 削除

(2) 第16条第1号及び第1号の2を削り、同条第1号の3中「様式8の3」を「様式8」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を削り、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の4中「様式8の4」を「様式8の2」に改め、同号を同条第2号とする。

(3) 様式8及び様式8の2を削り、様式8の3を様式8とし、様式8の4を様式8の2とする。

(4) 様式9中「配置図、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。